

65歳以上
対象

平成26年度
介護保険料の決定通知書を
送ります

平成26年度の市町村民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を8月上旬までに郵送します。保険料率は平成25年度から変更がなく、市町村民税や所得の状況により、9段階11区分の所得段階で計算しています。ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や、所得などに変動がある場合は、昨年度の所得段階と変わることがあります。(表参照)

介護保険制度は、皆さんから納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付について、ご理解とご協力をお願いします。

納付方法

▼**継続して年金天引き**
今回決定した年間保険料額から、4月期～8月期(仮徴収期間)に、天引きした保険料を差し引いた金額が、10月、12月、平成27年2月の各期に、年金から天引きとなります。

▼**納付書、口座振替など**
8月期から平成27年3月期まで納付

書でお支払い、または口座から引き落としされます。
※年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きとなります。65歳になつた人、広域連合外の市町村から、転入した人などの場合は、半年から1年後に年金天引きが開始となりますので、それまでは納付書や口座振替などで、納付してください。

▼**納め忘れの時は**
介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて、介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

▼**問合せ先**
福岡県介護保険広域連合事業課
資格管理係
☎643・7055

国民年金の免除申請について

免除制度をご存知ですか？

経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが難しい場合、免除の申請をすることができます。

未納のままにしておくこと・・・

将来、年金が受けられなかったり、不慮の事故などで障害を負ったときや、死亡したときに障害年金や遺族年金の請求ができなくなることがあります。

未納のままにせず、速やかに申請してください。

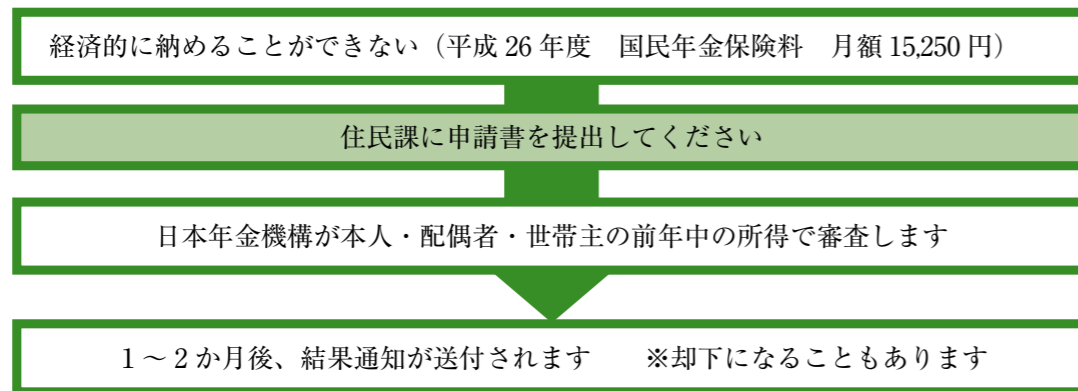
免除申請時期の所得審査

7月から翌年6月までの免除申請は、前年中の所得で判定します。
免除申請は2年1か月前の期間まで、さかのぼって申請できます。

申請年度	申請期間	審査対象所得
平成26年度	平成26年7月～平成27年6月	平成25年中
平成25年度	平成25年7月～平成26年6月	平成24年中
平成24年度	平成24年7月～平成25年6月	平成23年中
平成23年度	平成23年7月～平成24年6月	平成22年中

※学生納付特例は4月から翌年3月までの申請は前年中の所得で判定します

免除申請のながれ



免除の種類と保険料

所得によって免除の種類(4種類)が決まります。保険料の月額は以下のとおりです。

全額免除…0円、3/4免除…3,810円、半額免除…7,630円、1/4免除…11,400円

※免除を受けた人は、全額納めるよりも将来受け取る年金が少なくなります。

***若年者納付猶予制度**

対象は20歳代で、本人・配偶者の所得で審査します。

***学生納付特例制度**

対象は学生で、本人の所得で審査します。

上記の2つの制度は保険料の納付が猶予され、将来の年金額へは反映されません。

▶**問合せ先** 住民課 ☎932-1467 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線115)

平成26年度 介護保険料年間保険料額

所得段階	対象者	計算方法	年間保険料額
1	生活保護受給者	基準額 × 0.5	26,336円
	老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	26,336円
2	世帯非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.5	26,336円
		基準額 × 0.7	36,870円
3	世帯非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.75	39,503円
		基準額 × 0.92	48,457円
4	本人非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	52,671円
5	世帯課税 本人課税 合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.18	62,152円
6		基準額 × 1.25	65,839円
7		基準額 × 1.5	79,007円
8		基準額 × 1.75	92,174円
9		基準額 × 2	105,342円